

米国連邦預金保険公社の預金保険基金の動向

矢島 格

セーフティネットとしての預金保険

金融システムのセーフティネットとして、金融機関に預け入れた預金を一定の範囲で保護する預金保険制度が代表的である。

この預金保険制度は、預金者（特に小口金額の預金者）を保護するという機能、および金融システムの安定性を維持するという機能を有しており、今次の金融危機では、多くの欧米諸国で、預金保険によって保護される預金上限額（付保上限額）の上げが実施された。

米国においても、金融危機による金融機関破綻などが相次ぐ事態に備えて、2009年5月に、13年末までの時限的措置として、付保上限額を10万ドル（約9百万円相当）から25万ドル（約23百万円相当）に上げた。

この措置を実施した米国預金保険制度の状況の一端を、預金保険制度の運営機関である連邦預金保険公社（FDIC）の預金保険基金の動向を通じて、見てみたい。

（リザーブ比率）は、09年末には、-0.39%にまで落ち込んでいる。（図表1参照）

これに対して、FDICは、政府からの借入れによって対処している。このほか、09年9月には、リザーブ比率を向こう8年以内に1.15%に戻すようにするため、保険料率の引上げなどを実施する計画が策定された。また、政府からの借入れ枠を300億ドル（約2.8兆円相当）から1000億ドル（約9.2兆円相当）に上げるとともに、緊急事態への迅速な対応に資するために、臨時的な借入れ可能額5000億ドル（約46兆円相当）の設定も行なった。

このような預金保険基金の悪化は、金融危機による金融機関破綻の急増が原因であるのは明らかである。なお、破綻にはまだ至っていないが、事業継続が危ぶまれると検査によって評定された問題金融機関が、09年末で8,022機関のうち702機関となっており、預金保険基金の黒字転換への見通しは、未だ確実には描けない状況と言える。（図表2参照）

預金保険基金の悪化

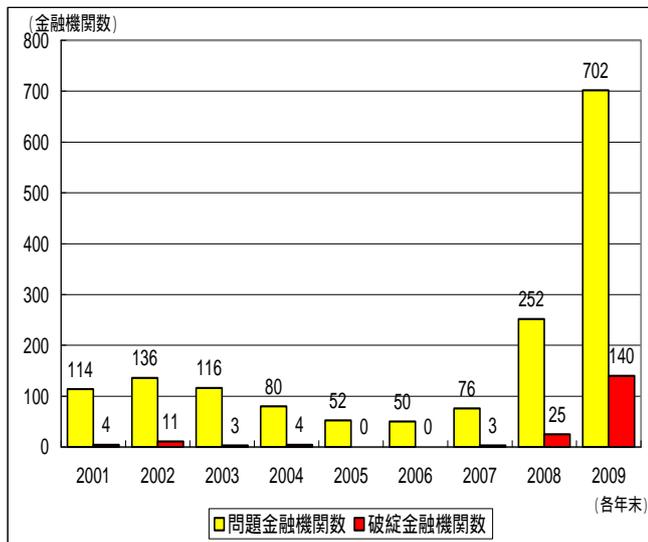
FDIC（2010）によると、金融機関から徴収する保険料によって集められ、預金保護に使用されることになっている預金保険基金は、07年末をピークにして急減し、09年末では、208.5億ドル（約1.9兆円相当）の赤字の状態になっている。その一方で、預金保険の対象になる付保預金額は、一貫して増加している。その結果、預金保険基金の付保預金額に対する比率（リザ

図表1 預金保険基金・リザーブ比率の推移 <単位:百万ドル、%>

各年末	預金保険基金 (A)	付保預金額 (B)	リザーブ比率 (A÷B)
1999	39,695	2,869,045	1.38%
2000	41,734	3,055,088	1.37%
2001	41,374	3,210,737	1.29%
2002	43,797	3,383,679	1.29%
2003	46,022	3,452,411	1.33%
2004	47,507	3,622,054	1.31%
2005	48,596	3,892,643	1.25%
2006	50,165	4,153,786	1.21%
2007	52,413	4,292,221	1.22%
2008	17,276	4,750,608	0.36%
2009	-20,850	5,391,876	-0.39%

（出所）FDIC Quarterly Banking ProfileのFourth Quarter2005版およびFourth Quarter2009版

図表2 破綻金融機関数・問題金融機関数の推移



(出所) FDIC Quarterly Banking ProfileのFourth Quarter2006版およびFourth Quarter2009版

保険料徴収・積立方式の問題点

ところで、FDICの預金保険基金については、保険料徴収・積立に関する不備・欠陥を指摘する意見も多い。(注1)

保険料徴収・積立の主な特徴として、金融機関のリスク特性に応じた可変料率と預金保険基金の余剰積立金の返戻方式の2点が挙げられる。

まず、金融機関のリスク特性に応じた可変料率は、自己資本比率と検査評定によって分類されたリスク特性に応じて、金融機関ごとに保険料率が異なるようにしている仕組みであり、最もリスク特性が低い(=自己資本比率が高く、検査評定が高い)金融機関ほど低い保険料率が課せられるようになっている。つまり、自己資本比率を高くし、検査評定が高くなれば、保険料率が低下するという金融機関サイドの自助努力を促す仕組みになっている。

しかし、この特徴は、実際には当初の目論見どおりには機能しなかった。96年～06年の間、90%超の金融機関が最

もリスクが低い分類にされたため、ほとんどの金融機関に対して自助努力を促す効果を与えられなかった。

次に、預金保険基金の余剰積立金の返戻方式は、前述した預金保険基金のリザーブ比率が1.50%を超えた場合には、その超えた分を金融機関に返戻する仕組みである。(注2)つまり、この返戻方式は、一般的な保険契約の仕組みに倣ったもので、一定の間、金融機関の破綻がなければ相応の保険料を返戻するという考えが背景になっている。

しかし、この特徴は、景気変動増幅効果をもたらすことが、今次金融危機において認識された。なぜなら、金融機関サイドの保険料支払い能力が高い好景気時に保険料を返戻され、金融機関の行動がよりリスク選好的になる一方、金融機関サイドの保険料支払い能力が低い景気後退時には、保険料は返戻されず、金融機関の行動はよりリスク回避的になってしまうからである。

いずれにせよ、現状のFDICの保険料徴収・積立の仕組みは、金融機関の行動などに対して適切な影響を与える内容とは言えず、改善に向けた検討、議論が、今後ますます活発になるであろう。そして、それらの検討、議論からは、日本の預金保険制度を考えるうえでも重要な示唆が得られることであろう。

(注1) Acharya (2009) および Pennacchi (2009) を参照。
(注2) 1.30%を超えた場合は超えた分の半分を返戻する。

【参考文献】

- ・ Acharya, Viral (2009) "Systemic risk and deposit insurance premiums," VoxEU.org, 4 September.
- ・ FDIC(2010) *FDIC Quarterly Banking Profile (Fourth Quarter 2009)*.
- ・ Pennacchi, George (2009) "Deposit Insurance," Paper prepared for AEI Conference on Private Markets and Public Insurance Programs.